

第百三十二回
国会

参議院外務委員会會議録第三号

平成七年二月二十八日(火曜日)
午後二時三十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 田村 秀昭君
理事 大木 浩君
野間 越君
矢田部 理君
猪木 寛至君

委員 笠原 潤一君
成瀬 守重君
野沢 太三君
富澤 弘君
大淵 絹子君
大脇 雅子君
松前 達郎君
石井 一二君
黒柳 明君
武田邦太郎君
立木 洋君

国務大臣 外務大臣 河野 洋平君
政府委員 外務大臣官房領事移住部長 畠中 篤君
外務省総合外交政策局長 高野幸二郎君
外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官 林 暘君
外務省アジア局長 川島 裕君
外務省経済局長 原口 幸市君

外務省経済協力局長 平林 博君
外務省条約局長 折田 正樹君
事務局側 常任委員会専門員 大島 弘輔君
説明員 法務省入国管理局参事官 片山 義隆君
厚生省保健医療局企画課長 川邊 新君

本日の會議に付した案件
○旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田村秀昭君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

旅券法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大木浩君 きょうは外務大臣においていただきまして、予算委員会の方で十分お疲れでございしますが、引き続きまたひとつよろしくお願い申し上げます。

きょうは、旅券法の一部を改正する法律案ということで、旅券法について後でまた若干の御質問をさせていただきたいと思っておりますが、これは内容的に見れば、有効期間の延長とか子の併記制度の廃止、要するにいろんな現実に合わせて改正ということで、各議員の方もおおむね御賛同のようでございますから余り時間を費やさずにひとつ審議を進めたいと思っております。

実はちょっとこの場所をおかりして外務省にも御報告ないし御礼申し上げたいんですが、先般、日本とEC、今度はEUになりましたが、E

Uとの議員會議というのがございまして、これは衆参から正規の日本側のチームを編成いたしました行つてまいりました。最近、EUがメンバーの方も拡大、あるいは従来はむしろ経済的な統合体であったのが、さらに政治的なことというようなことに付いても共通の政策を進めようというようなことでいろいろ議論しております。

そういうところで私も議論してきたわけでありまして、特に今ヨーロッパというのは、一つは従来のソ連、東欧というものが非常に変貌しております。それからもう一つは、もう少し具体的に言いますと、ユーゴなどいろいろと地域的な問題であるけれども非常に頭の痛い問題もあるというようなことで、そんなことも議論してまいりました。

まず、いろいろと外務省の方も出先で世話になりましたので御礼申し上げます。大臣として今のEUというものをどういうふうにかえておられるのか、新しいEUというものを日本から見て。

私、実はきょうは旅券法をいろいろ議論するんですけれども、EUを見ておきますと、従来のネーションステートといいますが、一つの民族があつて、非常に排他的な主権を持った国が集まつてお互いにやっておるというのがだんだん変貌してございます。そういうことで、そういうのを相手にしてこれからまた日本としてもいろいろと外交を進めていくわけでありまして、もう既にいろいろとECないしはEUと御経験も積んでおられますが、EUとのこれからの関係というものをどういうふうに大臣としてお考えになつていらっしゃるか、ひとつ簡単に伺いたいと思つております。

○国務大臣(河野洋平君) EUを見ておりますと、二十一世紀に向かつてそれぞれの主権国家の政治家が新しいチャレンジをしているというふう

にまず感ずるわけでございます。

主権国家がそれぞれの主権の中でいろいろ競い合う、あるいは共存し合おうという努力というものはもちろん重要だと思つてはおりますけれども、もうそれを超えて、主権の一部を自分たちが提出してももう少し新しい世界というものを見つけ出したいという気持ちも一つあるんだらうと思つております。

もちろん、ヨーロッパにはヨーロッパの古い歴史とか文化、共通の文化、そういったものがあつて、そういうものがつくりやすい。つくりやすいといつてもこれはそう簡単だといふ意味ではありませんが、多分部分もあつてそういう作業が行われるんだらうと思つておりますが、私は政治家として、二十一世紀に向かつて一つの新しいチャレンジをしているなというふうになつて最初に思つております。

そこで、問題はどうかというつき合ひ方をするか、あるいはどう見るとかということでございますが、EUの人たちがこのEUというものをさらに拡大をする、あるいは進化させる、いろいろなことを言つたり考えたり、ある意味で試行錯誤と言つたら少し言い過ぎかと思つてはおりますけれども、さまざまな角度から議論をし、しかしそれぞれの主権国家の存在というものがなかなかうまくEUの考え方を進められずにいるというのが現状だと思つております。しかし、周辺国の関心が非常に高くて、どんどんEUに参加する国の数がふえる、EUが拡大される、その拡大されることに伴つてまた本来の考え方が薄められる、あるいは違った方向に行きつつある部分もある。

いずれにしても、EUが何といひますか余り排他的な経済的地域になることについては我々はいささか懸念を持っておりますが、少し無責任な客観的な言ひ方をすると、新しいチャレンジだなど最初に申し上げましたが、そういう感じで私は見

ておるわけでございます。

ただ、いずれにしてもヨーロッパはEUになり、アメリカはNATOをつくりという、地域的なブロック経済みたいなことになることは決して我々が歓迎できるものではないのでございまして、そこら辺は大いにまだ議論を我々もしなければならぬだろうと思っております。

○大木浩君 ありがとうございます。

EUのことは本題とちよつと外れておりますので、もし若干後でまた旅券法の中で何か関連が出てくればお伺いするかもしれませんが、いずれにいたしましても、私も今度ブラッセルで会議をやり、あるいはその前後に半日ほどパリとかロンドンも通つてというような日程でやらしていただきまして、当院の志苦先生、荒木先生とも御一緒に行動したわけですが、どこへ参りましても何せ非常に日本人が多いわけでありまして。

特に、今ちょうど春休みというようなことで日本の若い方、学生さんぐらゐの年齢の方が実におられる。ああいった方がみんなパスポートを持って、日本の旅券を持って歩いているんだということ、帰ったら早速また旅券法やるんだということを感じながら帰ってきたわけですが、とにかくあれだけ日本人の旅行者が多いということになれば、これは旅券発行している方もなかなか大変だろうと、こう思うわけでありまして、御同情申し上げるわけで、御同情というが大変だということ、そのお仕事についてはそれを多とするわけ

です。そういう意味におきましても、先ほど最初に申し上げましたように、現実合つた有効期間の延長だとか、子供は併記をやめるとか、そういうことはむしろ現実的なことだということですから、それ自体は非常にいいことだと思ふんですが、何せこれほど日本人がたくさん出かける、それから実は日本人が出かけるということと裏腹といひますか、向こうからも来るわけですね、外国からもたくさん入ってくる。とにかくそれだけ日本もまたよその国から入つ

てくる、入ってきたい、そういう国でありますから、それに対してきちつとした対応をしていかなければいかぬということで、言うなれば人的交流というか、初めから交流という目的で来る人もあるし、あるいは交流というのにはちよつと必ずしも言葉が合わないけれども、とにかく流入と言つちや悪いかもしれませんが、してくる人もあるしというようなことでいろいろ問題があると思ひます。そういうことで大変に仕事が多い。

今これからまたいろいろと、予算の方は一応衆議院通りでしたから、今度こちらへ来るというようなことで、その中でまた外務省の予算なりあるいは人員の問題なりいろいろと議論になると思ふんですが、私が客観的に一步離れて見ていまして、最近特に自分が人に頼まれることが多から、最近特になんかと思ふんですが、とにかく今日の日本の行政機関の中で一番忙しの私は法務省の入管と、それから外務省の旅券関係あるいは邦人関係の仕事にやないかと思つております。

実は、私がたまたま外務省におつたものですが、ビザのことも何か外務省関係やつていられるんじゃないかと、よその国から入ってくるビザですね。そういうことで入管へ参りますと、東京の入管も大変なんですけれども、地方の入管局というのは本当にもうごつた返してございまして、大変な状況になっている。これを上手にやるということとは、後でまた入管にも、法務省の方にももし時間があればお聞きすることもあるんですけども、大変なことなんで、外務省は入管にも人も出しておられるはずでございまして、これはひとつ法務省と外務省でかつちりと手を組んで上手にやつていただきたいというふうに思つております。

入管へ行きますと、とにかくその量が多いというところから出てくる問題というのが物すごく多いわけございまして、本当はもつと親切にやつてやろうという気はあるかもしれないけれども、今のところ親切にやつていられるととても仕事はかたらないというところから。しかも、残念なこ

とにはどうか、入管へ持つてこられる仕事の中にやつぱりしっかりと審査をしないと間違つちゃう、言葉は悪いんですけどもだまされてしまうというようなケースもあるものだから、そういうことで非常に難しい。

ですから、これはここで応援団で申し上げるわけじゃないんですけども、ひとつ外務大臣としてまた副総理としてそこら辺のところ、やつぱり内閣全体の中でどういうふうな人を配置するかというのには本当に大事な問題だと思ひます。

というところでございまして、外務省としては旅券課というのはそういう国民に対する一番これ、外務省でも何とか政策局とかそういう難しいところとは普通の人は余り関係ないわけですよ。だから、外務省の評判というのはむしろ旅券課とか、あるいは時々聞かされて入管も外務省の一部だと思つていられる人もあるようだけれども、法務省さんも御協力いただきまして、これはできるだけのいいサービスをしていただきたいと同時に、やつぱりいろいろときちつとしていただきたい、こういうことがありますのでよろしくお願いをしたいと思ひます。

そういうことで、今申し上げましたように、非常に外務省の中ではある意味では地味であるけれども、そういった領事移住部の仕事、あるいは法務省入管の仕事というものをひとつ今後もしつかりとやっていただきたいんですが、これどうでしょう、外務大臣としてどうかむしろ副総理として、今のそういったことについて人間が非常に大変だぞということには御認識しておられると思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(島中篤君) 海外邦人の安全対策につきましましては、従来から外務省本省のみならず大使館、それから総領事館、組織を挙げて対応しておりますけれども、先生御指摘のとおり、残念ながら依然として海外の在留邦人や旅行者に対する殺人、誘拐等の凶悪事件、あるいは騒乱、災害等の緊急事態が世界各地で起こっているのが実情でございます。このため、外務省といたしましては、

人手不足と言われる中で、今議員御指摘のよう

に、この仕事は大変な仕事でございましてしん

要る仕事でございまして、もつともつと人をふ

やす必要があるだろうというふうに認識して

先ほど御指摘ありましたけれども、邦人保護に
関連いたします要員の拡充、それから緊急事態に
備えた連絡体制あるいは通信体制といったものの
ハードの面の整備も毎年重点項目として予算をい
ただいてやっております。

しかし、一番重要なことと申しますか私どもが
意識しておりますことは、海外旅行者といえます
かお出かけになる方の中に、海外での旅行や生活
に対する十分な準備といえますか事前の情報とい
いますか、そういうものを持たないで出ておられ
る方々もかなりおられまして、やはりいかにして
そういう人たちが事故に遭わないようにしてい
ただくか、それから事故に不幸にしてお遭いにな
ったときにどう対応していただくかというようなこ
とは、基本的には旅行者自身がある程度自覚をし
ていただいていることが非常に重要だと思ってお
ります。

そういうことで、最近特に外務省といたしま
しては、例えば海外安全相談センターといったも
のを設けて、いらいしやる前にいろんな相談
をしていただく、あるいはビデオなどもつくつた
り、あるいは最近やっておりますことは、各国別
に一番新しい治安情勢とか、こういうことを気を
つけた方がいいですといったような旅行者のため
の情報全部まとめてましてファクスその他でアク
セスをしていただけるようなことも今やっており
まして、できるだけ幅広い国民の方に、海外に出
られる前にそういう知識をいささかでも持つて出
ていただけるように努力をしているところでござ
います。

○大木浩君 どうぞひとつよろしく願ひしたい
と思います。

今おっしゃったのはどちらかといえば短期的に
旅行するというような方々が該当するようなお話
が多いと思うんですね。余り外国のことをよく知
らないでぱつと出ちゃった、そういう人ももちろ
ん問題がある。

もう一つは、そうじゃなくて、相手の国へ行っ
てしっかりと仕事をしよう、例えば商社の駐在員

とか、商社じゃなくてもいろいろなメーカーさん
もたくさんおられますが、最近はそのような海外進出
も非常に多いわけですね。ただ、そういう方々が
働くに際しまして、例えば入国査証の問題とか向
こうでの滞在の条件の問題とか、あるいは行っ
てからの税金の問題とか、その辺でいろいろ必
ずしもすっきりしないところがあるように思いま
す。

これは相手の国によりましていろいろ非常に違
うんで、ただ一般的に見て、外務省がどの程度に
そういう現状を認識しておられるか、これは外
務省ばかりじゃなくて通産省とか大蔵省とかほ
かのいろいろな方々とも必要に応じて御連絡いた
だかないと解決つかない問題かもしれないが、ま
ずはとにかく在外公館にひとつおすがりという
んですか御相談していただくことになりまして、ひ
とよろしく願ひしたいと思うんです。

私、最近行って自分でいろいろ聞いた話でも、
例えばロシアなんというのは、今ちょっとロシア
自体が非常に混乱しているものだから、例えば
一体こういうことについてどういう税金がかかる
かと言ってもだに聞いてもわからないというよ
うなこと、とにかくいろいろとやっていると、
何となく話がついたとか、人によって答えが
違ったとか、もういっぱいあるわけですね。そう
いったものについて、もちろん現地で総領事が見
ておられるわけですが、なかなかそういう
レベルだけで解決つかないような問題がございま
す。ロシアの偉い人が来ると日ロ友好関係だとか
何か言っていますけれども、むしろそういうこと
もきちっとやっていたらどうかの方が、まずは
我々日本人はロシアと一生懸命一緒に協力しよう
という気持ちになるわけですから、そこら辺はひ
とよろしく願ひしたい。

それから、先般ブラッセルへ行きましたついで
というから、フランスの議員の御招待というかでフ
ランスの方へ入りました。リールという工業都市
がありますが、そこへは日本人のメーカーさんの
代表なんかが数名そのあたりに進出して合併企業

などもしておられますんですが、フランスでも今
のような滞りのビザとかあるいは税金とか、そう
いった問題についてはどうも少しすかつししない
ところがあるというようなことがあるようにござ
います。

特にフランスなんかですと、中央ばかりじゃな
くて地方政府というのがあそこはなかなか強い
んですね、かなり独立権限も持っているような
で。フランスの議員さんとも一緒に行ったので、私
どもはこういうことをきちつとしなきゃだめじや
ないかという話はしてきたんですけども、ひと
つその辺のところをできるだけ、これから日本の
進出というのはますますふえるわけですから、
ので、在外公館でもできるだけひとつきめ細かく
見ていただいて、それはなかなか商社の人が出か
けていっても解決つかないのを大使のレベルで話
をつけていただければ解決つくというような問題
もあると思いますので、ひとつよろしく願ひし
たい。これは国によっていろいろ違いますけれど
も、一般的にひとつ在外公館、ぜひよろしく願
ひしたいと思ひます。

それから、今のはお答えは特に要りませんが、
先ほど最初に申し上げましたこれからの国際交
流、人的交流といえ、こちらから行くばかり
じゃなくて向こうから入ってくる人の問題もある
わけでありまして、向こうから入ってくる
人をどうするかというのは私非常に難しい問題が
あると思うんです。

一つには、できるだけ交流を多くして大いに日
本もこれから国際化しようということなんです
から、大いに来てもらうて理解を深める、あるいは
経済交流、文化交流というものは進めるのが望まし
い、これが一つある。

しかし同時に、何というか、日本にとつて
ちよつと入ってきてもらうと困るといふ、少なく
とも結果的には日本の社会にとつてはマイナスに
なるというような人が入ってくる、いろんな意味
でのマイナスがありますけれども、一番困るのは
それは犯罪的なことにかかわっている人もありま

すけれども、とにかくいろんな意味でマイナスに
なるという問題もある。

これは、言うなれば二律背反の問題をどうい
うふうにきちつとするかというふうなことで、先
ほども申し上げましたけれども、そういうことで入
管の方のお仕事も、片一方ではきちつとなるべく
やろうと思われけれども、やっぱり物すごく非常
に数が多いということですから、数が多い中にはい
ろんな問題があるからどうしても厳しくやらな
きゃいかぬということになりまして、地方の入管
へ行きますと、先ほども申し上げましたけれど
も、なかなか親切にもしておれないし、まずは
疑ってかかれというふうなことになるざるを得な
い。人を見たら泥棒と思えと言いませんけれど
も、とにかくそういうふうなこともあるので、そ
の辺は大変に難しいと思ひます。

きょうは法務省おいででございますが、出入
管理及び難民認定法、正式に申すとそういう法だ
と思ひますが、その法律の改正というのはたしか
平成二年の六月からでしたか、改正をされたと思
ひます。あのときは非常にいろいろな不法入国、
不法在留というような問題がむしろ頭にあつた
と思うんですが、あの改正によってそういった目
的はかなり達成されておるのかどうか、ちよつと
伺ひたいと思ひます。

○説明員(片山義隆君) 今、先生御指摘になり
ました入管法の改正ですけれども、二つの内容を
持っております。

一つは、人の交流といふんです、それを活発化
するといふんです、そういう円滑化対策というの
が一つの方向性です。もう一つは、今先生御指摘
がありましたように、不法就労者に対して、不法就
労者を雇用主とプロローカーを罰し得るよう
な不法就労助長罪といった罰則の新設、こうい
つたものを主な内容としていたわけです。

入管法を施行した後を考へてみますと、人の交
流といふんです、そういう円滑化対策という面
につきましては相当大きな効果があつたというふう
に思っております。他方、不法就労対策につきま

しても、雇用主等に対する罰則を適用し得るという面では一定の成果があったというふうに考えておりますけれども、今なお依然として不法残留者といえますか不法に滞在している人たちが約三十万ぐらいおります。そういう面で、この問題につきましては、関係機関というものと連携を密にしながら今後その対策を進めるとともに、今先生の御指摘がございましたように、体制の充実についても進めていって実効的な対策を講じていきたいというふうに考えております。

○大木浩君 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。これは、水際で入ってくるところでまずどうするかという問題と、入ってこられてからきちっと法に従って行動していただく、あるいは不法に滞留しない、滞在しないというふうなことになるんで、これは国内の警察を初めとする諸機関との連携プレーも必要だと思ひますので、その辺は副総理に全体の問題としてひとつ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、査証の問題は、場合によっては日本人が外国へ行く場合の査証というものを、先ほど申し上げましたけれども、行ってからまた延ばしてくれとか、あるいは行く前にどうだとか。この間も実はある日本人がアメリカから帰ってきたで、これはマルチのビザを持ってもう一週行くはずで、ただしパスポートが切れちゃうというんでアメリカ大使館へ持っていったら、おまえはビザ移してやらないと。つまり、今持っているパスポートから、古いやつから新しいやつに、査証はあるわけですからそれをそのまま自動的に移るんだと思つたら文句言われたというふうな話がありましたね、なかなか難しいんです。

今ちよつと時間ありませんからアメリカのことは細かくやりますが、査証をお互いに相互免除というふうなことで、もうはつきりわかつていてその問題がないのはどんな査証なしにしたらどうだというふうなことも、ヨーロッパなんかに行きますという感じになつてくるんですが、

どうなんでしょう、全体の姿、どういう方針かちよつとお願ひしたいと思ひます。

○政府委員(島中篤君) お互いの国の査証の免除をいたしますのは、我が国の場合には現在五十二カ国と相互査証免除協定を持っております。先ほどお話ありましたように、主として先進国同士というのはかなりうまくこれが動いておるわけですが、ただ、査証免除というものを申し上げても、そのときにはいわゆる短期の訪問でございまして、実は長期の滞在許可とかあるいは就労するためのビザといったようなものになりますと、それぞれ各国かなり厳しい審査をして査証をきちんと出しておるのが現状でございます。

もう一方、お互いに査証を免除する協定でございまして、これは一部の途上国との関係で、日本も合わせて五十二カ国持っておりますが、先ほど法務省の方からもあれがありましたけれども、不法滞在者その他が非常にふえているというところもありまして、五十二カ国の中でも一部の国につきましては、先方と話をしましてこの査証の免除の取り決めを一部停止しているといったような状況が現状でございます。

そういうことでございまして、国によりましてそういう問題がないところとは査証免除ということとは意味があると思ひますけれども、現在の日本の状況から申しますと、これから新たにそういう協定を結んでいくということについてはかなり、先進国の間ではもう持っておりますので、途上国との関係で申しますと慎重にならざるを得ないというのが現状でございます。

○大木浩君 国によってということで、先進国、途上国と余り分けるのはどうかと思ひますけれども、相手を見てということにならざるを得ないんで、それはよくわかるんです。

先ほどお尋ねしました平成二年に一度出入国管理法の改正があったわけですが、またいろいろな状況を考慮して必要に応じて改正というふうなことを政府部内でも少なくとも御検討はしておるやに伺つておるんですが、御検討はしておられるの

か、その辺のところを外務省でも法務省でもいいんですが、ちよつとお願ひします。

○説明員(片山義隆君) 先ほど申しましたように、今入管局、非常に大きな問題、いろいろな問題を抱えておりまして、その中でいろいろな実効的な対策を考へるということをやっております。その中の一つの問題として、いろいろな内外の情勢とかそういうものを勘案しながら慎重に研究、検討を進めているという状況でございます。

○大木浩君 いろいろとこういう国際化時代でございまして、そういう点からも、現状を見ながらひとつ前向きに御検討をお願いしたいということをお願いだけいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○大淵綱子君 このたびの旅券法の一部改正は、平成元年四月の改正、それから平成四年十一月の改正に次ぐもので、第三次臨時行革審の答申で一般旅券の有効期間について現行五年を十年に延長するとの意見に沿って行われたものと認識をいたします。国際化の対応、国民生活重視の観点、それから今回子供の併記ということをやめたわけですが、この観点から非常に私は喜ばしい改正であるというふうに思っています。

昨日、私たち女性国會議員は、国連から派遣をされております子供の権利委員会の委員の方から、子供の権利について御講演をいただきました。その中で、「子どもの権利条約」ということで去年条約批准をしたわけですが、子供の権利とは特別な権利を指すものではない、一個の人間としてみんなが持っているべき権利を子供にも与えるということの観点からすれば、今回のこの旅券法の改正はそういう観点からも一歩前進をした内容であるというふうに受けとめております。

この旅券法の改正については全面的に賛成をするという立場で、きょうは本日は旅券法の審議ですからこれに集中をしなければならぬのですけれども、外務委員会での質疑の時間が余り与えられないことがありませんのでお許しをいただきます

で、ちよつとそれる観点になります。また、中にはこの旅券法に関連した問題も出てまいりますけれども、少し観点を交えた質問になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

旧日本軍が遺棄した化学兵器についての質問になりますけれども、中国政府は九二年二月、ジュネーブの軍縮会議に資料を提出して、旧日本軍が遺棄した化学兵器が二百万発、化学剤が百トンも未処理のままになっていることを公表して、我が国に対して処理の責任を求めました。

外務省は、それに先立って九〇年から九二年にかけて三回の調査をいたしておるわけでございますけれども、この三回の調査によって把握した実態は中国がジュネーブ軍縮会議に提出した報告書とそう大差のないものであったのかどうかというところをまずお尋ねしたいと思います。

○政府委員(川島裕君) お尋ねのとおり、九二年二月に中国側が今の二百万発云々の報告書を出したわけでございます。それに先立ちまして、それからその後何回か調査団を派遣するとともに、中国側と事務レベルでいろいろ協議と申しますか情報交換をやっております。

それで、何分にも大変広い地域にばらまいたというかあちこちにあるものでございますから、全貌を日本側の調査で全部カバーするということには到底まいっておりますが、これまでの調査で確かにこれは日本軍が持っていたものであろうということは確認できたということは言えると思ひます。ただ全般的に、それだけ各地にあるいろいろなものがどういう状況にあって、保存とかこれからどういう措置をとりあえずしないといけないとか、どの程度毒性が緊急に危なくなっているとか、まだいろいろ実態把握しなきゃならないものなど項目が多々ございまして、また実は今調査団を現地に派遣しているところでございます。

○大淵綱子君 前回の調査のときに中国側が指摘をした吉林とか遼寧省とかに多分行っていると思ふんですが、そのときに提示をされた爆弾

の中等等、その提示の内容といふのは違つていなかったのですか、その現地で。

○政府委員(川島裕君) おおむねかねて中国側が言われていたとおりといふふうに承知しております。

○大淵綱子君 二月二十六日から合同調査団が派遣をされておりますけれども、今回の調査団の目的と構成人員についてお尋ねします。

○政府委員(川島裕君) まず今次調査は、場所としては浙江省杭州市、安徽省滁州市、江蘇省南京市などを予定しております、化学兵器がこれは保管されているところがあるわけでございます。

杭州市とか滁州市において保管されている化学兵器の現状及び種類の鑑定を行いますとともに、密封包装を行ひまして保管倉庫への運搬を行うといふことを想定しております。

また、化学兵器が依然として埋められているところ、これも杭州市とか南京市にあるわけですが、これもこれにつきましては現地視察とその発掘、どういふふうには発掘するかどうかという問題が起り得るか、それから発掘に当たつてどういふ道路とかの準備が要るかとか、そういう問題についても調査あるいは現地での協議ということでございます。

それから構成でございますけれども、これは外務省、外政審議室、我が方の中国大使館の職員、外務事務官の兼職を受けた防衛庁の職員、それから民間企業の関係者等によって構成されております。

○大淵綱子君 防衛庁の職員が三名、外務省への出向といふ形をとりながら参加をしておりますけれども、これは旅券法との関係もあると思うのですけれども、中国側はビザを発行するに際して、何らかの外務省に難点を示されるようなことはなかったのでしょうか。

○政府委員(川島裕君) ございませんでした。

○大淵綱子君 そうですか。それだつたらよろしゅうございませうけれども、特殊なものの処理でございますから特殊な技術を持った人を当然派遣

しなければならぬといふことはわかるわけでございますが、これから先の処理に当たつても恐らく自衛官の力をかしていただかなければならぬと思ひますけれども、無用の摩擦ができるだけ起きないような配慮をしていただかなければならぬといふふうに思ひます。

それから、今回民間の企業の方も参加しているわけでございますけれども、これは毒物の処理といふような大変重要な任務でございます。万一これの調査のときに民間の方たちに何か事故が起つた場合はどのような対応をなさるのでしょうか。その責任といふのはどうなるのでしょうか。

○政府委員(川島裕君) 確かに、普通の調査と違ひまして、これは老朽化したといへば危険性の高い物質でございますので、安全にはいろいろ対策を講じております。

具体的には、現場に赴きまして作業に携わる方々の安全確保のための防護措置、それから周辺の安全確保の防護措置、それから緊急事態発生時に備えた緊急体制の確保、それからそれでも何か起つたときの補償措置の手配等を詰めました上で派遣した次第でございます。

○大淵綱子君 総勢が十五名となつておりますけれども、これは何か根拠がございませうか。

○政府委員(川島裕君) いろんな現場での作業からそのくらの人数が必要だろうという判断でございます。

○大淵綱子君 九三年にパリで条約調印しておりますけれども、この化学兵器の禁止に関する条約の中に、その処理をするに当たつておむね十五人ぐらゐの構成であることが軍事検証制度、こういう中で書き込まれてあります。そして期間の一つの場所五日間以内、要員は十五人以下といふことが明記されているわけですから、それに沿つた人員の派遣だといふふうに理解してよろしゅうございませう。

○政府委員(林陽君) まず、今回の調査団は、いづれにいたしましても日本が条約を批准する前の調査団でございますし、条約に基づいて中国に派

遣している調査団はございませぬので、特に我々としては今回の調査団がこの条約に規定していることに基いて、中身を詰めまして構成を含めまして、そういうことに基いて派遣されたとは理解はいたしております。

○大淵綱子君 そういうふうな答弁をされているならそれはそれで結構でございます。

中国における遺棄化学兵器の犠牲者は二千人以上にも上つていふふうには言われているわけですが、これらの人に対する補償問題が生じているのではないのでしょうか。

それからもう一点、河北省の石家荘で中学校の校庭から兵器が発見されて、学校の移転要求といふようなことも起きておりましたけれども、この案件の処理はどうなつておりましたか。

○政府委員(川島裕君) まず河北省の藁城市藁城中学の校庭の件だと思いますけれども、中国側が提出しました資料におきまして、藁城中学の校庭で日本の遺棄化学兵器が発見されて、学校側が安全な地区への移転を要求している旨述べているといふことは承知しております。それで、その後どういふことになつたかといふことでございませうけれども、私どもの承知しているところでは、結局この藁城中学は移転しておりますので、校庭に埋まつていた化学兵器はほかの安全なところに移した、こういうことのようにございませう。

それから、二千人といふ数でございますけれども、私どもの理解では化学兵器によつて何らかの被害をこうむつた方が二千人に上つていふことではないかと存じます。国際法上から申しますと、本件補償問題を含めまして戦争にかかわる日中間の請求権の問題は一九七二年の日中共同声明発出後存在していないといふのが従来よりの立場でございます。

ただ、旧日本軍が遺棄した化学兵器の問題につきましては、その実態等については現地調査を行い、その結果を踏まえまして事実関係の把握を進めた上で、日中共同声明、日中平和友好条約、あるいは化学兵器禁止条約の精神を踏まえつ

つ、具体的な処理のあり方について中国側とも協議していきたい、こういう姿勢でございます。

○大淵綱子君 まだそれではその補償問題について何らかの中国側との交渉が開始をされておらないといふふうに理解をしてよろしゅうございませう。

○政府委員(川島裕君) 補償問題といふことについては、中国側とのやりとりはやつております。

○大淵綱子君 日本における化学兵器の製造に携わつた人々の中にも毒ガス中毒によつて被害を受けた方がたくさんおると聞いておりますけれども、それらの人々に対してはどのような救済が行われていませうか。厚生省、来ておりますか。

○説明員(川邊新君) 毒ガス障害者につきましては、旧令の共済組合の組合員に対しましては大蔵省の方で、またそれ以外の動員学徒等につきましては厚生省におきまして、健康診断の実施、医療の給付、あるいは各種の手当の支給を予算措置で行つていふところであります。

○大淵綱子君 当然、このたびのことでは中国側とも補償問題といふような問題が議論をされていく中で、日本にありませう毒ガスによつて障害を受けた人々に対する救済といふものもまた一歩踏み込んだ議論に発展をしていくといふようなことがあろうかと思ひます。

そういう中で、援護法といふようなことも考えておかなければならないのではないかと存じますけれども、今の段階では厚生省はまだそこまでお考えになつておりませうでしょうか。

○説明員(川邊新君) 毒ガスの障害者対策につきましては、大蔵省及び私ども厚生省もいづれもそれによる健康被害に着目して行つていふものでございまして、その原因についての御議論なり等については私どもの所管外でもあり、あるいは法制化の議論につきましても地域なり対象者が極めて限定されている問題もございませうので、現段階では考えておりませぬ。

○大淵綱子君 それでは、大蔵省が救済を行つていふ旧陸軍の造兵廠の曾根製造所に従事をしてい

た人たちがどのぐらいあつて、それとは別に学徒動員それから女子挺身隊の人たちが被害を受けた人数がどのくらいなのか教えて下さい。

○説明員(川邊新吾) 大蔵省の数字を私どもの方から言うのが妥当かどうか分かりませんが、とりあえず数字がございします。

大蔵省関係では、平成五年度末でございしますが二千四百四十人、それから厚生省の関係では二千六百五十五人、合わせまして五千九十五人が対象になっております。

○大淵綱子君 これらの議論はまた化学兵器禁止条約が今国会に提出をされたときの議論になろうかと思ひますので送りますけれども、条約の批准はまだですが、中国に遺棄した化学兵器の廃棄計画というのは一日も早く作成をして処理に当たらないければならないと思ひます。今後の予定をお尋ねいたします。

○政府委員(川島裕君) 実は、政府部内でのいう体制にするかというのを含めまして相当いろいろ詰める必要がありましますので、将来像をきちんとした形ではまだ策定できておりません。まずは現状把握ということで調査を行うというところで動いてるのが実態でございします。

物理的に何が必要かということ言えば、調査の次には、それを取納して行くのは廃棄と申しますが、いろいろなことが必要になるんだらうと思ひますけれども、例えば廃棄と申しましても、テクノロジのどういふふうなのがあるとかいろいろ、日本にそもそものないものでございしますから、その辺やなんか詰める必要があるんだと思ひますけれども、今の時点では、政府の体制を含めましてこれから詰めていかなきゃならないという段階でございします。

○大淵綱子君 今度は中国に遺棄をした化学兵器が問題になっているわけですが、ほかの国、いわゆる侵略のときにはほかの国には遺棄をしてきていないのですか。

○政府委員(川島裕君) これは、旧軍がどこに持っていたかという資料がないとこちら側から

はわからないということだろと思ひます。中国の場合は、九〇年代になって提起されて、これは恐らくそのころの開発で見つかり出したんだらうと思ひますけれども、そういう観点から、今の時点でほかの例えばアジアの国で似たような化学兵器という話が提起されているかということであれば、今のところはございしません。

○大淵綱子君 日本において三百五十万発の化学兵器が製造されたという記述があるように聞いていますから、中国で二百万発、まあ処理をした部分が多少ありますけれども、そのほかについてもほかの国に持つていかれている可能性というのは十分にあるわけではございします。そこは軍の記録というのが残っていないからわからないわけですが、その点も十分に慎重に日本政府としては自発的に調査を進めていく必要があるんじゃないかと思ひます。指摘をしておきたいと思ひます。

それから、先ほど、まだ処理計画、廃棄計画というのでございとおらないと言ひましたけれども、これはちょっと無責任というふうに思ひます。

それはなぜかといひますと、今国会にこの条約が提出をされるといふふうに私たちは聞いているわけなんですけれども、この国会でそれが批准をされましますと、遺棄した化学兵器については、発効後三十日以内に利用可能な情報については技術事務局に全部を提出しなければならぬという義務がうたわれていますね、この制度の中に、その義務からいひますと、今国会中に批准がされるならば、それから直ちに三十日以内にこれが報告されなければならぬわけですから、現時点であらかじめ全体を包んだ中でこれから将来における廃棄計画というふうなものが外務省で当然進められておらなければならぬというふうに思ひます。

○政府委員(林陽君) 化学兵器禁止条約の規定によりましますと、今御指摘のように、条約が自国について発効した後三十日以内に遺棄化学兵器について入手可能な情報を技術事務局に提供することに

なっております。したがひまして、三十日以内にその時点で入手可能な情報を提供することが義務になっております。

片や廃棄でございしますけれども、廃棄につきましては、これも条約に別途の規定がございまして、この条約が自国について効力を生じた後二年以内に開始し、十年以内に完了するという規定になっておりますので、廃棄そのものについて三十日以内に計画を出さなければいけないという規定には、条約にはなっております。

○大淵綱子君 いえ、廃棄の計画といひますが、中国側に置かれてある状況を報告する義務は当然の中に含まれていと思ひます。だから、それに沿つてこちら側が廃棄計画を立てるのはごく当たり前のことでございします。これから条約が出されたときの外務委員会の議論に資するためにも、どうしてもこの現状、中国に置かれてある現状についてできるだけ資料をこの委員会に提出していただかなければこれから先の議論というのはなかなかかなわないと思ひます。

委員長にお願いをしておきたいと思ひますが、ぜひ外務省でつかんでおられる情報のすべてを当委員会に提出し、そして各委員からの慎重な御議論の糧にしたいと思ひます。よろしくございしますか。

○委員長(田村秀昭君) はい、わかりました。

○大淵綱子君 取り扱っていただけますね。

○委員長(田村秀昭君) はい、検討させていただきます。

○大淵綱子君 河野外務大臣に最後にお尋ねをいたしたいと思ひます。

今、中国に遺棄をしてきた化学兵器のことで、本当にまださわりの部分でございしても質疑をさせていただきました。戦後五十年たつてまだなおかつ中国本土に二百万発の化学兵器、百トンにも及ぶ化学毒物が放置をされたままになっていといふことを踏まえても、いかにかつて日本が他の国に対して多大な迷惑をかけたか、この一事をもつてしても私は証明ができると思ひます。

この戦後五十年に当たつて私たち社会党は、国会の決議の中で二度と再び戦争を起こさない不戦の誓い、不戦の決議をしたといふことを強く申し上げてまいりました。そして、三党合意の中でもそのことが確認をされて現政権がつくられております。何とかこの国会の中におきまして不戦の決議ができますように、特段自民党の総裁としてリーダーシップを発揮していただきたい。自民党内部に終戦五十周年国会議員連盟というふうなものができて、この不戦の決議に對しましてなかなか慎重な態度であられることも十分承知をしておりますけれども、ぜひ自民党の総裁としてのリーダーシップを発揮していただけるようお願いをしたいと思います。その御決意をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(河野洋平君) 社会党あるいは新党さきがけとともに村山政権をつくる際に三党で合意が幾つかできております。その中で今御指摘の問題も指摘されているわけではございします。それは私はよく承知しております。

私は、この五十周年という年にふさわしい文言を三党で練り上げて、三党合意の上で国会に提出をされることが重要だといふふうに思ひます。これはいづれにしても、その三党合意は三党で合意したものをつくりたい、こういうわけではございしますから、私は、五十周年にふさわしい文言を三党で練り上げて練り上げて合意の上で国会に出して、さらに院として御決議に至ればこれは大変いいことだと思ひます。閣僚の立場で院の決議についてまでやるべきだとかやるべきでないとかといふことを、差し出がましいことを言うことは気をつけなければならぬと思ひますが、全く個人的立場であえて申し上げればそういう気持ちを持っております。

○大淵綱子君 個人的な立場でなくて自民党の総裁として、あるいは現内閣の副総理として、国会決議することを三党合意の中で政権がつくられておるわけですから、この議員連盟の中には閣僚の方もあるいは幹事長の方も名前が連なっております。

ますけれども、その人たちとも十分に協議をした中でぜひ実現ができるように御努力をいただきたいことを重ねてお願い申し上げます。

○国務大臣(河野洋平君) 伺っております。

○猪木寛至君 旅券法に関連した質問をさせていただきますが、二、三日前にちよつと古いパスポートを調べておりましたら、渡航先という欄に英語で書いてあるんですが、エクセプト・ノース・コリアという部分があるんです。北朝鮮は除いてほかの国はどこへも行けるということだと思ふんですが、この部分は、新しいパスポートというか平成三年度以後パスポートから削除されている。

この経緯について、一つは自民党、社会党、そして朝鮮労働党との三党合意の中でその文言がうたわれております。一九九〇年九月二十八日というこで、三党合意四の項目の中に、

三党は、在日朝鮮人が差別されず、その人権と民族的諸権利と法的地位が尊重されるべきであつて、日本政府はこれを法的にも保障すべきであると認める。三党は、また、日本当局が朝鮮民主主義人民共和国と関連して、日本のパスポートに記載した事項を取り除くことが必要であるとみなす。

と、その三党合意の中にうたつてあるんです。

その経緯についてお伺いしたいと思ふんですが、その前に、この三党合意、今現在政府としてはどういうお考えか、あるいはこの合意書というのは現在も同じなのか、ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(川島裕君) 三党共同宣言というのができまして、そのときの金丸訪朝団の訪朝を契機といたしまして政府当局間の対話が開始されたわけでございまして、これがすなわち平成二年九月の共同宣言でございまして、十一月から国交正常化交渉のための予備会談が開始されて、さらに国交正常化の本会談にまで至つたわけでございまして、ただ、その後国交正常化交渉自体は、二年以上前でございますけれども途絶してございまして、

正常化交渉は行われていないということが現在の状況でございます。

その意味で、この三党共同宣言が日朝間のその後の政府当局間の対話への動きとかいろいろな動きの一つの端緒になったということはそのとおりでございます。

○猪木寛至君 その削除された経緯をちよつと御説明願ひたい。

○政府委員(川島裕君) 三党共同宣言の中の言及ぶりは先ほど先生おっしゃつたとおりでございます。また、これを受けて予備会談、それから国交正常化交渉の本会談が開始されましたが、このような流れの中で、日朝間においては、例えば北京にある双方の大使館を介して必要に応じて連絡をとることが可能になつたという判断をいたしました。平成三年四月一日以降、先ほどお話ありましたように数往復の旅行の渡航先から北朝鮮を除外することを取りやめたということでありま

す。

○猪木寛至君 在日朝鮮人の要するに権利といふかその部分で、お聞きするところによるとパスポートがない、そのかわりに再入国許可書といふんでしょか、そういう形で外国に出られるわけですが、国によつてはその再入国許可書というものがパスポートとしてみなされないというトラブルがあるというふう聞いております。そしてまた、その都度それを申請しなきゃ出られないという大変不都合なことがあるというところなんです、いかがでしょうか。

○政府委員(川島裕君) 再入国許可書でもって日本から出入りをしておられると承知しておりますけれども、再入国許可書の話は法務省の所管でございまして、外務省として直接責任ある答へがいたしかねる状況にございまして。

○猪木寛至君 一つには、例えば在日という部分で、これは民間系、総連系という二つに分かれるんですけど、どうしてもやはり外国に出たいパスポートが必要なんというのは韓国大使館でパスポートをもらつて行く。ところが、総連系の人た

ち、そういうことは嫌だという人は結局今は再入国許可書で出ていくことになるわけです。それで、韓国の場合でも、北朝鮮に行った人は今度は逆にその都度ビザの申請をして行かなくちゃならないというか、パスポート、何かチェックがあるそうなんですが。

そういう意味では、この三党合意の中にうたわれている人権といふか権利という部分で大変気の毒だという感じがいたしまして、きょうたまたまパスポートの中に記載されたものが削除された、これは大変よかつたなと思う反面、もう一方でそういう問題がまだ依然として残っている。これについていかがでしょうか。

○政府委員(川島裕君) 朝鮮半島の場合、御承知のとおり南北分断しております。特に南北の間の人の交流といふものはなかなか難しいものがあるようございまして。その具体的な規定ぶりにつきましては、日本におきましても今御指摘のとおり、確かに韓国の民間系、朝総連系と両方の方々がおられるわけでございまして。

パスポートにつきまして、確かに韓国については韓国旅行といふことで整理は可能なわけですが、朝総連系の方たちについては、御指摘のとおり、何と申しますか正常化にまだ至らない状況のもとでは現状のようになつておるといふことで、それ自体南北分断の一つの反映でござい

す。

○猪木寛至君 もうちよつと突っ込んだ質問をさせてもらいたいなと思ふんですが、時間の関係もありまして。

最後に、先日香港を訪れたときに、大変香港でも今一番日本人が入国する数が多いそうなんですが、そういう意味では領事館が大変苦勞されているというのを聞きました。

一方で、非常に犯罪がふえていて、パスポートの紛失、そういうことによつて領事館に駆け込んでくる人たちがあつて、その中でも非常に質の悪いというか、家に電話すると、いやあいつはもう

帰つてこないでいいですよ、好きにほつておいでくださいというふうなことがあるそうで、そういう場合でも何とかして領事館、大使館としては旅費をつくつて送り返す。その回収がまたできないというふうなことを聞いております。

私もたまたまこの前キューバに行ったときに、メキシコの空港で置き引きというか、あつという間に物を盗まれてしまつて、私はたまたま機にあつたお金を気の毒だと思つて、これからキューバを回つてずつと行くというので、お金なしではかわいそうだと思つて千ドル貸してあげたんです。そうしたらそのままになつてしまひましたけれどもね。

これから大変そういう事件といふか、安全のガイドといふのが出ていますけれども、もつともつとやっぱり徹底してあげたら、これからやはりせつかくの夢の旅がすばらしい結果に終わりますように、ひとつづつを使つていただきたいと思います。

終わります。

○立木洋君 今回旅券法が改正されて有効期間が十年になるというの、海外に渡航して一往復すると一旅券といふことでやつていた時代から見ればもう二十数年たつてゐるわけですね。

あの当時から日本人の海外への渡航というのは大体三十倍から四十倍ぐらいになつてゐる。ですから、こういうふうな事務処理を簡潔にして合理的にするといふことは、これは結構なことだと私も思ひます。

ただ、これは先ほど話が出ましたけれども、平成元年と平成四年に旅券法の改正があつたんです。その当時から既に海外渡航者は一千万を超えていたんですよ。それで、旅券の発給数も四百万を超えていたんですね。あのころから大体もう十年ぐらいにわたつてゐないかという話なんかもちらほら聞いていました。

それが、御承知の平成四年六月の第三次行革審の答申で十年にしたという意見が出たからこうなつたと思ふんですが、前回そういう話がありな

旅券法の一部を改正する法律案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(長田村秀昭君) 全会一致と認めますよつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(田村秀昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十五分散会

二月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一

部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一	大使館の表大洋州の項中	「在パプア・ニューギニア日本国大使館」	パプア・ニューギニア
ニュージーニア	ポート・モレスビー	を「在パプア・ニューギニア日本国大使館」	パプア・パラオ
ニュージーニア	ポート・モレスビー	に改める。	
ニュージーニア	コロール		

別表第二の一	大使館の表大洋州の項中	「パプア・ニューギニア」	980,000	910,000	836,000				
785,900	710,600	629,200	554,000	491,000	440,800	403,100	378,000	352,900	327,800
302,700	「パプア・ニューギニア」	980,000	910,000	836,000	785,900	710,600	629,200		
	「パプア」	900,000	870,000	795,500	743,100	664,500	582,900		
554,000	491,000	440,800	403,100	378,000	352,900	327,800	302,700		
504,300	446,100	393,700	361,400	335,200	309,100	282,900	256,700	「に改める」	

別表第二の三 領事館の表中南米の項を削る。

附 則

この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

第四部

外務委員会會議錄第三号

平成七年二月二十八日

【参議院】

平成七年三月七日印刷

平成七年三月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局